

納税準備預金規定新旧対照表（改正個所のみ抜粋）

新	旧	備 考
<p>1. （預金の目的、預入れ） この預金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> <p>2. （証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) （略） (3) （略） (4) （略） (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。この預金口座に当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いを行う場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。</p>	<p>1. （預金の目的、預入れ） この預金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、当店でいつでも預入れができます。</p> <p>2. （証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2) （略） (3) （略） (4) （略） (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>改定日 2026 年 7 月 1 日</p> <p>改定日 2026 年 10 月 1 日</p> <p>改定日 2026 年 7 月 1 日</p>

新	旧	備 考
<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、直ちに租税納付の手続きをします。</p>	<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに<u>当店</u>に提出してください。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、<u>当店は直ちに租税納付の手続きをします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u></p>	<p>改定日 2026 年 7 月 1 日</p> <p>改定日 2026 年 7 月 1 日</p>